

第2号議案付属文書

「全労連会館」を建設する 事業を成功させよう

1、全労連会館建設に至る経過

戦後、日本労働組合運動の中で最大組織数をもち、階級的な立場をつらぬいてたたかってき全日本産業別労働組合会議（以下「産別会議」という）は、1958年2月15日の第8回大会で解散した。産別会議は12年の歴史を閉じるにあたって、そのもつ財産（土地、建物、株券、その他）を平和と労働運動に役立てることを大会で決定した。

1963年に産別会議残務整理委員会は、労働者教育協会、国民救援会、日本原水協、日本美術会、芝病院によりかけ、平和と労働運動に寄与する会館建設を決定した。会館建設準備会は、産別会議の所有する土地120坪の寄付をうけ、各団体が創意ある募金運動をすすめ、66年2月に現在の6階建の「平和と労働会館」を完成させた。そして、68年に労働省から財団法人「平和と労働会館」の認可をうけ、土地・建物のすべてを財団が所有することになった。

1989年11月21日に戦後の階級的労働運動の伝統を継承し、働く人びとの希望に輝く未来にむけて、すべての労働者・国民とともに歴史的役割をはたすために、全国労働組合総連合（以下全労連という）が結成された。そして戦後の階級的労働運動の砦であった財団法人「平和と労働会館」の6階に全労連本部をおき、7年余にわたり運動をすすめてきた。

6,000人にもおよぶ尊い生命をうばった阪神

・淡路大震災が1995年1月17日に発生した。当然、全労連は被災地の救援・復興に全力をあげた。財団・理事会は、阪神・淡路大震災の教訓を生かす立場で、築30年を経過した現会館の耐震診断を実施したが震度5さえ耐えられず老朽化も激しいため、人命の安全をまもるために早期の会館建替えを決定した。

財団・理事会は、産別会議の意志をただしく発展させるため、たたかうナショナルセンターである全労連が会館建設事業の中心をなうことを確認し、全労連に対し財団・理事会への参加を要請した。全労連は、財団の構成団体となり、全労連会館建設の事業に参加してきた。

財団・理事会は、96年1月に会館建設委員会を設置し、財団構成5団体での協議と芝病院との協議を重ね、97年度中に着工することを決定した。

全労連は、30年余にわたり土地と会館を維持してきた財団・構成団体の努力に改めて感謝し、全労連会館建設の事業で積極的な役割を果たすことを決意するものである。

2、「全労連会館」建設の意義

（1）戦後の階級的ナショナルセンター・産別会議の意志を継ぎ、21世紀にむけて労働運動と平和運動の全国センターの建設を広範な労働組合と民主団体による共同事業として成功させ、たたかいの砦をつくる。

（2）会館建設を全労連結成10周年の大事業と

して組織の総力をあげて成功させる。このことは、全労連の組織と運動を飛躍させることになる。この事業を通じ、日本のまともな労働組合運動の本流としての自力をつける。

(3) たたかうナショナルセンター・全労連への内外からの期待が広がっている。全労連会館を建設することで、構成組織はもとより、すべての労働者の砦・センターとして機能の充実をはかり、国際連帯活動を推進する拠点としてつくりあげる。

3、全労連会館の計画概要

(1) 建設予定地 現「平和と労働会館」のある港区新橋6—19—23

(2) 敷地面積 423.8m²

(3) 建築可能床面積 2543m²

(4) 建設計画概要 地上7階地下1階で、全労連2フロアー、入居4団体3フロアー、芝病院2フロアー、会議室1フロアーを予定する

(5) 建設工事費・経費 おおむね10億円

(6) 費用の負担 全労連負担は8億円、入居4団体で2億円

(7) 建設工事の工程

入居団体と基本計画合意後、おおむね24—26ヶ月を要する。

なお、会館建設用地は、これまで財団法人「平和と労働会館」所有の現会館用地(120坪)を使用する。

4、会館建設大カンパ運動について

全労連会館建設は一大事業である。労働戦線の現状と21世紀を展望したとき、この事業は文字どおり階級的潮流の橋頭堡づくりである。全

労連を構成するすべての組織が団結し、大カンパ運動の成功のため全力をあげる。

(1) 大カンパ運動

① 全労連結成10周年事業として、組織の内外にアピールし、運動への参加と協力を訴える。単産・地方組織は、大カンパ運動の意義と目標などを各級機関・組合員と意思統一をはかる。

② 全労連・幹事会は、「全労連会館建設のリーフ」や「カンパの訴え」などをつくり、単産・地方組織へ配布する。

③ 地方組織は、大カンパ運動を通じて会館建設に参加するとともに、ローカルセンターとして、当該地方・地域の労働組合や民主団体などに会館建設カンパへの参加と協力を訴え、運動を広げる。

④ とりくみは大きく構え、カンパの目標額は、建設費の少なくとも「数分の一達成」におく。単産・地方組織は、積極的なカンパ目標や計画などをただちに策定し、全力でとりくむ。

⑤ 全労連と地方組織が集約するカンパ額は、全労連負担金額の8億円から差引き、その残額を単産賦課金とする。なお、単産の集約カンパ額は、単産賦課金額から差引く。

⑥ 大カンパ運動の期間は、1997年8月から98年5月末とする。

(2) 大カンパ運動の単産と地方の関係

① 地方組織のカンパ対象は、全労連の中央加盟単産を除く地方単独加盟労組や当該地域の友誼団体・個人などとし、単産との競合をさける。

② 単産のカンパ対象は、構成組合員と友好労組、友誼団体などとする。

③ 全労連は、友好単産、友誼団体、個人などを重点にとりくむ。